

平成30年11月30日

関係先各位

財務省国際局調査課

外国為替室長 土生 健一

外国為替に関する省令の一部を改正する省令について

平素より大変お世話になっております。

今般、金融機関等による顧客等の本人確認義務に関し、「犯罪による収益の移転防止に関する施行規則」（以下「犯収法施行規則」という。）の改正と同一性を確保するため、外国為替に関する省令の一部を別紙のとおり改正しましたので、御了知の上、関係先に周知方宜しくお願い致します。

(別紙)

1. 改正概要

(1) 犯収法施行規則の改正に伴う改正

ア. オンラインで完結する本人確認方法の創設(①～④は個人、⑤は法人を対象)

- ① インターネット上のリアルタイムのビデオ通話で本人確認書類(顔写真付き)の提示を受ける方法
- ② 本人確認書類(顔写真付き)の画像又は IC チップ情報(顔写真を含む)の送信及び顧客の顔の画像の送信を受ける方法
- ③ 本人確認書類(一枚限り発行されるもの)の画像又は IC チップ情報の送信を受けるとともに、顧客が既に本人確認を受けている銀行等から顧客の本人特定事項を確認する方法
- ④ 本人確認書類(一枚限り発行されるもの)の画像又は IC チップ情報の送信を受けるとともに、顧客の本人確認済既存銀行口座に一定額を振込み、顧客から当該振込額及び振込名義人の回答を受ける方法
- ⑤ 一般財団法人民事法務協会・登記情報サービス又は国税庁・法人番号公表サイトを利用する方法

イ. 現行の個人の非対面の本人確認方法のうち、転送不要郵便・本人限定受取郵便を利用するものを改正。

【現行】 本人確認書類(種類限定なし/原本・写し)の送付を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法

【改正後】 ①本人確認書類(複数発行されるもの)の原本の送付若しくは本人確認書類(一枚限り発行されるもの)の画像又は IC チップ情報の送信を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法

②上記①以外の本人確認書類に加えて、現在の住居地を示す補完書類(原本・写し)又は他の本人確認書類(写し)の送付を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法

【現行】 本人限定受取郵便(利用される本人確認書類(原本)は種類限定なし)を送付する方法

【改正後】 本人限定受取郵便(利用される本人確認書類(原本)は顔写真付)を送付する方法

ウ. 顧客分別金信託の本人確認義務の例外の追加

本人確認義務が免除される信託契約に関して、免除の対象となる信託契約を、個別列記する形から、包括的に規定する形に改正。

(2) その他所要の改正

別紙様式 8 を改正（「日本銀行経由」を明記）。

※改正条文等については、別添「新旧対照表」をご参照下さい。

2. 施行期日

平成 30 年 11 月 30 日（一部は平成 32 年 4 月 1 日に施行）

以上、ご不明な点等ございましたら、財務省国際局調査課外国為替室（TEL03-3581-4111 内線 2868）までお問い合わせ願います。